

## 南砺市農業委員会第5回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5年 11月 6日
- 2.開会時刻 令和 5年 12月 12日 午後3時00分
- 3.閉会時刻 令和 5年 12月 12日 午後5時40分
- 4.場 所 南砺市役所別館 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 17名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	平田 忠詞	欠	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	欠
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

### 7.議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第19号 農用の非農地証明願いについて  
議案第20号 農用地利用集積計画(案)の決定について

#### 第3 協議第5号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

#### 第4 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

#### 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

#### 9.会議の概要

事務局長 定刻となり本日まで出席予定の方全員が揃いましたので始めたいと思います。

12/1 に県の農業再生協議会が開催されまして、米の収量配分、R6年産の収量配分が南砺市の方に示されております。今回は国の米の在庫数量がかなり減ったということで、前年産並みの生産量にわずかに増えているという状況でありまして、そのまま南砺市におりてきています。また、一部の市町村で深掘りが非常に多くて、数量目標の達成が出来ないということで、そういう市町村もありますので、その分が南砺市に上乘せされているということで、前年並みの水稻の作付け面積が出来るのではないかなと思っております。今日再生協議会の幹事会がありまして、来週18日に市の再生協議会が開催予定で、そこで決まりましたら各地区に配分通知が行くということで、そのあと各農協で配分についての政策米価やそういうところの会議が示されると思いますので、そこで決まってくるかと思えます。今年は、米の品質は悪く、富山県では作況指数も98と、米どころの新潟でも良くなかったということで、非常に全国的に豊作でなかったということから、米の数量目標の方が少し増えたということでもあります。米の値段も少し上がってきているということで、このまま推移していけばいいなと思っているところでございます。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中17名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、岡村会長より挨拶をお願いします。

会長

師走の真ん中に向かっております皆様方におかれましては、大変お忙しい中にお集まりいただきありがとうございます。去る11月29日30日に東京で全国農業委員会代表者会議

が開催されまして行ってまいりました。その中で、県選出の国会議員さんに地域の我々のいろいろな課題を要請する時間がありまして、国会議員の出席は西側から言いますと、山田参議院議員、党派は違いますが柴田巧参議院議員、高岡の橋衆議院議員、東部へいきましたら、上田衆議院議員、また、田畑先生、堂古先生と野上先生の秘書の方ということで、大変皆さんがた、真剣に地域の私たちの話や要望等に耳を傾けてくださいました。懇親会もずっとおられる議員さんもおられて、私共の地域の現状を伝えてとてもいい機会でした。その翌日も全国大会に参加して夕方帰ってきました。本日も審議案件につきまして慎重にご審議の方よろしくお願いいたします。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は9番委員、10番委員の2名の方よろしくお願いいたします。

会長 本日は傍聴人の方がおられますので、個人情報伏せて説明及び審議をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第17号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回3件の申請がありました。面積は 田6,750㎡ 畑826㎡ 計 7,576㎡です。

受付番号1番です。

譲渡人さんは、相続によりこの農地を取得されたのですが、県外に居住しており耕作できないということで地元ですべて管理耕作していた親戚に譲り渡すものです。

受付番号2番です。

譲渡人さんは、相続によりこの農地を取得されましたが、県外に居住しており耕作できないため、周辺の農地で耕作している譲受人に譲り渡すものです。

受付番号 3 番です。

このあと一時転用申請として審議される案件に付随する案件で地上権の設定をするものです。一時転用申請の許可と同日付けで許可されるものです。

1～2 番の案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。3 番の案件につきましても、所有者が同意すれば許可されるものですので、一時転用許可が下りれば、許可要件は満たしていることになります。

議長

3 番の案件につきましても、5 条の一時転用と連動していただきますのでのちほど一緒に審議したいと思います。1～2 番の案件につきましても、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、1～2 番につきましても原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 18 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 4 件の申請があり、田 3,752.597 畑 161 m<sup>2</sup> 計 3,913.597 m<sup>2</sup>です。

住宅敷地	1 件	田	1 筆	106 m <sup>2</sup>
共同住宅建設用地	1 件	田	2 筆	1,455 m <sup>2</sup>
注文分譲住宅敷地	1 件	田	3 筆	2181 m <sup>2</sup>

		畑 1 筆	161 m <sup>2</sup>
営農型太陽光設備設置 (一時転用)	1 件	田 2 筆	
		6,750 m <sup>2</sup> のうち 10.597 m <sup>2</sup>	
	計 4 件	9 筆	3,913.597 m <sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

譲受人は、令和元年 11 月に結婚し、現在の住所地である市内の一戸建て住宅を借りて、夫婦と子供 2 人の計 4 人で生活しております。一方、譲渡人は農業をしながら給排水設備を主とした配管業を長年営んでおりましたが、数年前より体調が優れず、事業を譲受人である娘夫婦に委ねることにしております。譲受人夫婦に第 2 子が生まれたことと、両親の将来的な介護を考えて、実家の近くにある配管業の資材置場を壊して更地とし、隣接する今回の申請地と合わせた土地に一戸建ての住宅を新築するものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 2 番です。

譲受人は、不動産の売買や仲介、あっせんをする会社で、破産された譲渡人の土地を利用して共同住宅を建築したいという案件です。1LDK の部屋を 1 階に 5 室、2 階に 5 室の計 10 室設け、駐車場は 18 台分設ける計画となっています。申請地は〇〇駅にも近く、バス停もあり、県道にもすぐ出れる位置にあることから、利便性も高いところでもあります。また、近隣の賃貸住宅も空きがないことから、需要があると見込まれるため、今回申請されたものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 3 番です。

譲受人は、2 番と同じ会社で、譲渡人は 2 番と同じ方ともう一人の合わせて 2 名になります。こちらの案件は、県道と宅地を挟んだ 2 か所で注文分譲住宅を建築したいという案件です。県道の北側の分譲地は 6 区画、南側の分譲地は 2 区画計画しております。こちらも〇〇駅から近く、利便性が高く、近隣の分譲住宅はあとは 1 区画を残すのみとなっており、十分にニーズがあるということで計画されたものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 4 番です。

10月の総会で3条の申請地としてあがっていたところでした。その時もお話しておりましたとおり、今回はそのうち2筆の農地の上に営農型太陽光の設備を設置したいという一時転用申請が出されたものです。一時転用申請期間は、令和6年1月31日から令和8年1月30日の2年間で、さつまいもを栽培されている農地の上地で太陽光発電の設備を設置したいという案件です。一時転用は最長3年まで認められるのですが、契約が2年更新になっているということで、今回は一時転用も2年間で申請されました。

所有者さんは、4筆取得されて、さつまいもは4筆で栽培されるのですが、営農型太陽光はそのうちの2筆で設置したいということです。今回お配りした資料を見ていただきますと分かるように、田としては3枚の田でありまして、左側2枚の田に太陽光設備を設置したいということです。青い線で四角く囲ってあるのが太陽光パネルで、その周りの丸く囲ってあるのが架台の動く範囲で、その奥にもうひとつあるのが陰を表しているそうです。

転用面積は、転用するのに必要最低限の面積となっていますので、今回の場合は、支柱部分と電柱部分の面積の積み上げとなり10.597㎡と非常に小さくて細かい面積となっています。逆に言えば、それ以外の面積は耕作面積ということになります。

以前ありました案件では、フェンス部分とかキュービクルの部分とかありましたが、今回はキュービクル設置の必要ないタイプということで、それぞれの架台にその機能がついているようで、とても手の届くような高さではないため、危険性はないとのことでした。そのためフェンスも設置する必要はないということでした。そもそもフェンスは、営農に支障がある場合は、建てなくてもいいということになっていますので、今回はどちらの面からみても、フェンスの設置がないことは問題ないものとなっています。

今回の計画で実際建てはじめられるのが来年の6月とちょっと間が空く計画になっています。その間どうするのかという話も当然ありまして、その間は当然さつまいもの栽培をされるということです。じゃあ、なぜこのタイミングの申請になるのかという話になるのですが、もともと電気事業の許可をもらっていた会社の名義があるのですが、その名義を今回の申請者の名義に変更するためには、まず5条の一時転用の

許可を受けなければならないとなっているそうです。来年から新しい名義で事業をはじめるとするには、このタイミングで5条の一時転用の許可をもらわないとはじめれないということでこのタイミングの申請となっているそうです。

では、いざはじめられて災害等により壊れた場合は、どうなるのかということですが、その場合は、設備保険にちゃんと入っているのですその補償で修繕できるということでありました。

また、万が一、会社自体が事業継続できなくなった場合は、どうなるのかとお聞きしましたら、会社としてはそんなことは想定していないが、万が一そのような状態になった場合は、別会社が引き継ぐことは可能とのことでした。

発電した電気は、北電さんに売却することになっているし、さつまいもの販路についてもいろいろ動かれまして、実際に営農型太陽光の下地でさつまいもを栽培している会社さんにいろいろアドバイスをもらわれて、〇〇県のさつまいも販売会社さんに買い取ってもらう方向で話が進み、今後契約を結ぶことになっているということでした。さつまいもの栽培についても、法人の代表が若くてまだ学生さんだという話も前回していたかと思いますが、卒業するので今後研修にも行く予定とのことでした。

先ほども言いましたが、一時転用は3年まで許可可能なのですが、今回は申請者さんの契約の都合により2年の期間となっております。一時転用は通常更新の申請はできないのですが、営農型太陽光は、それまでの実績を見て更新してもよいと認められれば、更新も可能なので、2年後に再度申請されることになると思われれます。その際には、太陽光発電が問題なく稼働するのは当然のこととして、下地ではしっかりさつまいもを栽培し平均反収の8割確保を目指すという実績が必要になります。一応許可後は、年に1回、作物の生育状況などを報告いただくことになっておりまして、その報告内容を農業委員さんや事務局で現地を確認したうえで、2年後再度許可するかどうか判断することになるかと思えます。

農地区分は農用地、許可基準は一時転用と判断しております。

事務局

(補足で図面説明あり)

- 議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- 〇〇委員 3条申請のときに、書類として整っていれば、反対のしようもないような話だったかと思う。なのでなかなか意見も言えない状況に感じます。
- 〇〇委員 確認ですが、この設計図はこの設計図でかわらないのでよいですか。2転3転しているという話も聞いていますが、この図面で審議して、あとで実際建てたのを見たら違うのが建っているというようなことはないと思っていいのですよね。
- 事務局 今回この計画で最終的には県が許可を出すことになりますので、もし何か変更があるのであれば事業計画変更申請をしていただかなければならないです。それを出さずに勝手に変更すると計画どおり実行していないということになります。許可書の方にも必ず事業計画どおりするように書いてありますので、計画が変わるようなことがあれば必ず相談してもらうようにしっかり伝えたいと思います。
- 〇〇委員 果たして、パネルと農用地が関係しているのか。こういうものを作ったら農用地といえるのかということだよ。農用地をやめてすっきりとこういうものを作るなら分かるのだけれども、さつまいもを横に植えてごまかすようなやり方をしているものだから、自分はどうも賛成できない。
- 〇〇委員 国の方がこのような基準を決めて、それに沿って申請者は国の基準の枠内で出しておられるわけですから。先ほど〇〇委員さんがおっしゃったように難しいですね。今の〇〇委員さんの気持ちも分かりますし。
- 〇〇委員 こういう設備を設けて農用地と言えるのかどうかだよ。国はそういうのを認めているから何とも言えないけど、農用地の意味がないように感じる。農業委員会で検討することもない気がしてしまう。かと言って今の時代に電力も大事だからと言って、勧める気持ちも分からなくもない。

〇〇委員 全体図を見る限り、私の目からは全体の6割から7割を太陽光が占めるように見えるが、これって農地面積に対する比率的なやつって分かるんですか。斜線がひいてあるところがサツマイモの畝だと思うのですが、太陽光の間に3畝ずつほどあるのですが、とってつけたように描いた畝で、全体から言うと6～7割が太陽光が占めているように感じる。そこらへんの比率というのは把握されているのでしょうか。

事務局 比率としては把握してないです。この太陽光パネルの下も本当は農地としてあるので、その部分も利用するような計画にしていただければ、もっと農地を利用している計画図になって今言われた農地の比率が増えるのではないかと思うんですが。あくまでパネルの下には畝がないですから、確かに言われるように比率で言えば少なくなってしまうと思います。

〇〇委員 難癖つけるわけではないですが、縦の線に対して横の線に畝がないのはなぜなのかな、全面的に農地として利用したいなら横の方にも耕作すればいいのにと私は思ってしまう。

事務局 畝の方向については、そこまでさらに聞いたことがなかったものですから、ずっとこの計画できているので、なぜ横方向がないのか、またさっき言ってましたパネルの下でなぜ栽培しないのかについては、実は確認していない状況です。

〇〇委員 基礎図も書いてあって非常に正確な図面だとおもうのですが、1mと30cmの基礎があって、地上から70cmほどに打設してあるんですが、そこで管理していれば、別に全面植えられるのではないかと私なりに思ったんだけど、使わないような計画図になっているので。

事務局 そこらへんでやっぱりとってつけたような図面に感じてしまうのだと思います。平均反収に対して8割、営農型太陽光を設置しない場合と設置した場合で、2割以上減収にならないようにというのがあります。そこは今のところ数字の話なのであれなんですけど、それは今のところ確保できる見込みとなってはいるんですが、より利用すれば、そこらへんももっと上がるということですよ。

事務局 反収の8割というのはこの地番の面積に対する8割ではないよね。植えたところだけを切り取って8割なのか、田全体でやったときの8割なのか、その違いが分からない。田全体で8割ならこんなスカスカなものではだめで、利用率も50%あるかないかのものでは反収8割はないので、これでは基本的には認められないという話になるし、そうでなくて植えた部分が通常より8割なのかという話で。

事務局 植えた部分の8割ではないんですが、植える部分が増えればその分反収は増えますよね。

事務局 植えた部分の面積ではなくて、農地部分の面積を収量で割るんであって、それが8割にいかないというのであればそれはまずいのではないかと思う。どっちを基準にしているのかを確認しないといけない気がする。県はこれでいいと言っているということは、通常栽培と部分的なもので8割という考え方でいかないとならない。

〇〇委員 畝間も入っているんでしょう。これは田んぼ2枚あるから、2枚分あわせて8割と言っているんだと思う。そうでないと8割にならない。緑のあわさいの白い部分も入っている、要は排水とるためにとってある部分も入っているんだと思う。

事務局 畝間でなくてパネルの下の白いところの話。

議長 本来であれば水色のところの四角でなくて、黒丸の部分しか転用はせんという話。転用面積がめちゃくちゃ小さいもので、本来であれば影響面積まで入れるべきでないかなというのは思うところではありますけど、そんなこと言ったら8割の反収なんてもうとう無理な話で、でかくせんともうとう無理な話。

〇〇委員 県はパネルのないところ、全部緑色のところありますよね。これを太陽光パネルのさつまいもの分の収量にごちゃまぜにして販売価格が8割だぞ、そういうふうに県が認めているということでしょうか。

事務局 県は全部さつまいもになっているところは含めていないと思います。あくまで県が判断しているのは、申請者が出した計算と言いますか、これだけ見込んでいますという数字でしか判断していないので、皆さんが今言われるようにこの図面をみて、これでは厳しいのではないかというような感覚で見ておられるかどうかは分からない。たぶん数字だけを見て、8割超えてるねということになっているのではないかと思います。

〇〇委員 そうすると、324-1 と 325-1 の上に太陽光パネルがないさつまいもの収量は別にして、太陽光パネルが設置される場所だけで8割はいくという県の見方ですか。

事務局 そうですね、結局申請書の数字がそうなっているから、その数字をみて8割超えていますねという判断じゃないかなと思います。

〇〇委員 県はこれを推奨しているのですか。これをやってもいいと言っているのですか。

事務局 国が推奨しているので、懸念はありますが県も推奨していると言えば推奨していることになるのかどうか。県内で初事例があったときもそうでしたが、特別な事例なので今回も県とは同時進行と言いますか、情報を共有しあっているのも、その時点でだめなものは議案には並んでこないことになりません。ただ今おっしゃられることは県に確認はしないとはいけません。

事務局 一反あたり 1,500 kgとか 1,300 kgというのはどんな感じとされますか。

〇〇委員 平均的にいけばそんなもんです。

事務局 それに対して8割です。

〇〇委員 でもそれに対して6列とか8列とか9列ではまず穫れない。

事務局 どういうことですか

- 〇〇委員 うちのところは3反ますで27列です。ふつうの考え方でいけば、3反あれば27列必要。今回のは3枚あわせても30列しか建ってないので、そこまで穫れないのでは。
- 事務局 図はそうになっているが、スパンが4m50cmあるんだから、4m50cmは何列になるのかな。1m50cmに1本って少ないってことかな。
- 〇〇委員 4m50cmなら4本は建つ。90cmで畝と間隔が出てるけど1m80cmに1本だから。普通のところなんて1mか1m10cm以内。1m80cmで建てるってなったら畝の草むしるのが大変なことになる。畝幅が90cmで畝が90cmって書いてある。ということは1m80cmに1本しか建ってないことになる。1m80cmで建てるから機械は大丈夫。4m50cmなら4列は建つ。だからもう1列は建つ。
- 事務局 反収ベースで考えると農地面積でいくから、転用面積から引いた面積でいくんで基本的には反収がめちゃくちゃ下がる。
- 〇〇委員 自分の予想では半分いかないと思う。さっき言ってる1300kg、1反あたりに対しての8割はたぶん穫れないと思う。
- 事務局 平均反収1,570kg それに対して8割なら1,300kg 今のお話だと600kgか700kgいけばいいということですか。
- 〇〇委員 そう。もし仮にこうなったとき2年か3年後に切れるのか。
- 事務局 一発アウトはないので、まずは指導だとは思いますが。なおかつそれでもだめなら。
- 〇〇委員 基本的に農地には見えない。建物の下に草生えるかわりになんか植えたって感じには見えてしまう。
- 事務局 農地の面積と転用面積と植えてる面積の違和感がありすぎるんですよ、せめてパネルの下まで植えるのであれば。
- 〇〇委員 そうそう、それならまだ話は分かる。この真ん中の丸いら

インだけ植えないというのならまだ分かる。

事務局　　そうすれば畝が3本くらい減るくらいで、8割というのはいけるだろうけど、これで8割いけるかと言われるとちょっとということですね。

〇〇委員　　これ仮になってませんと言ってやめれるかといったらそんなわけにもいかないんですよ。1回許可したらそれっきりとなるのでしょうか。

事務局　　ちゃんとやってくださいと言うことはできる。転用は県が許可を出すので、県が許可取消しという形をとらないといけない。

〇〇委員　　この太陽光パネル設置にあたっては、しかるべき機関の方々が検査されるのですか。農業委員会のかたも立ち会われるのですか。そこらへん確認したいなと思ひまして。

事務局　　建てるときに立ち会うかっていうことですよ。

〇〇委員　　実際に設置するにあたりまして、県のほうで当然現地の確認とかされるかと思うのですが、設置する前の事前に現場を見るとか、中間検査とか完成検査とかそういったことはしかるべき機関がやられるのかなと思って。全部ここでおまかせですよとなって、どこの機関も何も目通さない事なのかなと思ひまして、ということであれば、地元がしっかり見ていないといけないという感じがあるものですから。

事務局　　まず農業委員会が立ち会うことはないんですけど、ただ設置したあとに現地を見に行くというのはあるかと思ひます。これだけの案件ですので、ずっと見にいかないということではなく、適宜見に行くことになるかと思ひます。その時に計画どおりにやっているかという確認はできるかと思ひますが、建てる前とか建てる時とかいうようなタイミングでの確認はできないかなとは思ひます。

県のほうも前回の申請の場合は、県内初ということで、県も非常に慎重になっておられまして、通常ですと面積が3,000㎡を超えないと現地調査したり常設にかけたりしないのです

が、前回の申請はこちらから希望する形にはなっていますが、県からあげてほしいと言われて常設にかけていただいたものです。今回は 2 回目ということで、県の現地調査もないですし、常設にかける予定も今のところありません。なので、県が現地を確認する機会はないということになります。

〇〇委員      これは国・県の補助金をもらってやる予定なんですか。

事務局      これは全部自己資金です。

事務局      さきほどの写真にもありました通り、杭かと思えますけど、一定の規格のものを採用していると思えますので、よっぽど手抜き工事があるとかほかの目的で使うとかいうことがあれば分からないですが、そうでない限り事例がたくさん出るので基準と言いますかそこらへんはクリアしてるものと思えます。

南砺市で初と言っていますが営農型であることが初めてでありまして、このタイプへ既に南砺市で何十基も建っている。市内に点在はしてるんですが、物自体はそんなに珍しくなくなるほど日が経ったかなと思います。ですから、同等のものであれば、いつ壊れるか心配なものではないのかなと思います。

農業委員会は農地に対するものですので、施工方法についての監督はできないのかなと思うのですが。とは言え、至るところで相談案件があるということ。

事務局      事務局でありながらこんなこと言うのもあれなんだけど。この写真を見たら、福井のやつは田んぼなんだよね。非常に柱の周りまで全部植えていますよね。本来であればこれでないともまずいのではないかと思うのですが。こういう設計をしてもらえば、例えば反収の 8 割を技術的にちょっと落ちてでも問題ないんですけど、植えてない部分が 8 割というのは論外かなというのはあります。こういう植え方をしないとまずい。

事務局      今ちょっと出ているのは、反収の絡みですよ。それとこの機材がちゃんと規格どおり大丈夫かというこの 2 点でよろしければ、一応この場にはお呼びしないのですが、電話待機

していただいていますので、電話で確認させていただくこともできますので、ちょっとお時間いただければと思います。

議長

はい、分かりました。では、確認をお願いします。採決は後回しにして、その間、次の議題へ進みます。

議案第 19 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 19 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 2 地域で 4 件の申請がありました。

〇〇地域で 田 4415.91 m<sup>2</sup> 畑 2210.12 m<sup>2</sup> 計 6626.03 m<sup>2</sup>、  
〇〇地域で 畑 881 m<sup>2</sup> 合計 7,507.03 m<sup>2</sup>の申出がありました。

1 番目の案件です。所有者は、〇〇地区の方で、段丘のような斜面のところにあった農地です。こちらのほう、11/7 に〇〇委員さんと現地を見に行き来しました。のり面の中腹、三角のところですけど、なだらかなところで、田かと言われるとどうなのかなという感じですが、写真の方は雑木が生えています。当然 11 月ですから一番生えやすい時期だったとは思いますが、中に入るのはどうかなという感じで見えました。

よろしければ〇〇委員さんご意見をお願いします。

〇〇委員

一緒に見に行き来しましたが、何かというのは全く分からずに、ただ見た感じは崖です。崖だったんですけど、ここだけちょっと平がかったので、ここかなという判断にさせていただきました。見られたら分かると思うのですが、上段と下段の間の崖になっているところなもので、ちょっとここでは何もできないなと思いました。

事務局

ありがとうございます。続きまして 2 番の案件です。

こちらの件は、治山堰堤の件でして、資料の写真の真ん中が分かりやすいかと思いますが、〇〇川の上流で治山の堰堤をしている。治山と砂防の違いが分かっていたのですが、砂防は河川管理者の施設として用地買収をする、まあ道路買収みたいな感じですよ、治山は山を治めるだけという

ことで、ものだけを作ってあとは地元でということらしいです。ですが、この周りを指定しないと事業として成り立たないらしいです。今回この2筆を指定したということのことです。以前〇〇委員からご指摘がありましたことですが、県がやった事業を何であとから農業委員会が見にいかんのか、おかしいのではないかとということですが、私もそう思っていたのですが、現場で土木センターの職員さんがおられまして、これだけの大きなことなんです、実際現場に入ると、どこに設けるかは現場あわせらしいんです。設計どおり道路のように作ってというものではなくて、掘ってみて一番いいところを探して作る部分があるので、出来上がったあとでないと保安林の土地も確定できないといえますか、どこを保安林として指定するか分からないということをお知らせしました。位置が変わるだけでなく、時にはここではできないという風になって全く違う場所になることもあるそうです。それに伴いまして、真ん中の写真で左上が下流、右下が上流、右上に2筆、こちら側と手前は坂になりますけどここが田ということになる。ここも林政の方のお話ですが、崖みたいなどころですけどこちらの部分に地番が存在しないということで、保安林自体は右岸・左岸の両側を保安林指定したいのですが、農地である地番のついてるところを含めて設定したいということで、本当は農地は関係ないということになるのですが、林政課はどうしても地番をおさえたいという話らしくて、今回この2筆を指定されるものです。こちらの方は11月21日に、〇〇委員さんと現地確認に行ってきた。写真を見ると農地っぽく見えてしまうのですが、事業の関係で下草を刈ったという話もありますが、2本栗の木が立っている感じで、その周りがとてもきれいになってまして、やぎを繋いで草を食べさせたのかなというイメージなんです、田の形の畔も残っていますし、強いて言えば次の頁のところはかなり生い茂っています、これにしても刈り倒せば農地として利用できるというか、農地パトロールでいけば緑の範囲かなと思いつつ〇〇委員さんと弱ったねと言いながら、でも県から言ってくるしねと言いながら帰ってきました。事務所に戻ってきてからも2転3転していたのですが、地目は山林にしたいというのが県側の意向なのですが、農業委員会としてこれを非農地ですと言いきれないといえますか、過去に数件ありましたけど、このまま非農地として農業委員会が認めても法務

局の登記官のほうで違いますよということに恐らくなると思いますし、それを見えて非農地としてあげてみるという思いもありまして、仕方がないのかなという思いで帰ってきました。2筆あるうちの裏側の方は非農地で問題ないと思うのですが、もう1筆は農業委員会としては非農地という言い方はできないのではないかという思いでいます。今日はこういう形でいきたいと思ってお話させていただいています。〇〇委員から何かご意見ありますか。

〇〇委員 事務局がおっしゃられた通りです。右岸はもう雑種地というか農地にならない状態で仕方がないなと思ったのですが、左岸の方は栗が植えてありまして農用地と言えば農用地、だけど地権者の承認を得て山林にして申請してということを経営者がおっしゃっておられましたので、やむを得んのかなという今そういう感じです。

事務局 確認ですが、〇〇委員さんの的には左岸の筆も非農地として出すという感じですか。

〇〇委員 出さざるを得んでしょう。保安林の指定をするときには、農地ではまずいのでしょうか。向こうも困るでしょう。

事務局 出しても法務局で認められないかもしれないですが。

〇〇委員 そのときはそのときだと思います。

事務局 以上が現地を確認いただいた委員さんのご意見です。続きまして3番の案件です。

場所は〇〇地域で、それぞれ写真をご覧になっていただくと、どちらも雑木がはえている状態です。こちらのほうも11月20日に〇〇委員さんに現地確認をしていただきましたので、ご報告をお願いいたします。

〇〇委員 山間地で非常に傾斜の強いところでして、畑として利用していたのですが、今は農地としては利用できない状態と判断しました。

事務局 ありがとうございます。続きまして4番の案件です。実

はこれ急遽先週金曜日の 12/8 に〇〇委員さんと現地に行ってきました。計 42 筆あります。〇〇地域で、それぞれ写真に番号が振ってあるので確認いただけたらと思うのですが、④②に関しては、区画整理がそれぞれ行われたんですが、当時の計画からいくと残地になるというイメージのところそのまま残っているということでした。写真を見ていただくと、中には山林とは言えないけど耕作はできないような状況のところもあったりとか、災害でのり面が崩れてそのまま原野化しているところもあったり、沢を登ってかなり危険なところもありました。ご実家の裏山みたいなのところもありまして、そこは非農地と言えるか、頑張れば農地にできるのではないかと思わなくもないところがあって、そうなのかなと思いつつ帰ってきました。〇〇委員さん、ご意見お願いいたします。

〇〇委員　　今ほど話ありましたように、先週の 8 日に現地の確認をさせていただきました。その日は案外と天気が良かったもんですから、山合いの中、無理やり入れたかなというふうに思っておりますが、雨が降ったりして天気が悪かったらまず行けないだろうという場所が多かったです。この地区の水田や畑は谷合いを開いて作っているんで、こちらにあがっている番地をみた場合、ほんとに谷合の突き当り、一番奥のような状況が多かったです。ですから、手が回らないという状況で、いのししが遊びまわって獣道をあがっているような状況で、よくこれだけ回れたなという感じです。所有者さんは県外におられるもので、地面関係は全然触っておられないし、両親が年いってそこにも行っておられなかったんで、荒れ放題で、農地の見る影もないという形で、このへんでないかという感じで回ってきました。なので、これ以上良い方法は見つけれないのかなというお思いで帰ってきました。道があればそんなこともなかったのですが、奥へ行きますと今で手間かけてまでいかないのかなという思いで帰ってきたところです。

議長　　ありがとうございます。これだけの場所、公図と現地の確認大変おつかれさまでした。

議長　　以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 19 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、さきほど保留となりました案件について、申請者に確認してきました内容をお願いいたします。

事務局

2点あったかと思うのですが、まずは1点目、パネルの下が全然利用されていないし、横向きにも植えない件について、これでは全部効率的に耕作しているとは言えないということで、担当の方に確認しましたところ、どうしても太陽光パネルの陰というものを意識しすぎて、本当は太陽光パネルの下にもう1畝か2畝設けるのは可能ですが、陰の影響を考慮して植えないことにしてしまいましたと。そうすると転用面積が支柱部分と電柱部分で残りはあくまで農地として利用してほしいというこちらの思いとは本末転倒になっていると伝えたところ、計画の見直しをさせてほしいということでございまして、縦につきましてはもう1畝・2畝を追加させてほしいということで、横につきましてはどうしてもトラクターでいろいろ作業することを考えたら、縦一直線で利用するのが効率的だということで、まったく横向きに利用することは考えていなかったという回答でございまして、そちらの部分が農地として全く使われていない状態というのは問題になるとお伝えしたら、そちらの方もちょっと考えたいということで、計画の見直しを申し出られたという感じでございます。

もう1点、設置に関しまして検査をする機関があるのかということだったんですけど、さきほどもお話しましたとおり県や農業委員会は設置に関してはないんですけども、設置する時点では特にどこかが検査するという事はないらしいです。ただ北電さんのほうで計画通りに設置されているかの確認をして、計画どおりに設置されていないと逆に電気を通

してもらえないということだそうで、その時点で検査を受ける機会がありますということでした。以上2点ご報告いたします。

議長 この説明のほかにさらにこの案件についてのほかの質問等ありましたらお願いします。

〇〇委員 さっき言っていた何かあった場合どうするかという話があったけど、自分自身は事後は何もできないと思う。

事務局 事後というのは。

〇〇委員 建て込みの見直しとか計画にはずれているような事案で、なお外れて設置された場合は、あとからどうこうとはたぶんできないと思う。

事務局 設置されてしまわれたらということですね。でも、そうになると計画どおりじゃないということで電気通してもらえないことになって設置者も困るのではないですか。

〇〇委員 それは北電が発電する基準に達していないからという意味なので。

事務局 あ、そうなんですね。

〇〇委員 農地とは関係ない。

事務局 農地の利用とは関係ないということですか。農地の利用については、その都度改善を求めることは可能かと。

〇〇委員 改善を求めるの？

事務局 改善を求めて最悪実行されなければ、次の更新の許可は下りないということにはなります。そうになると設置してあるものは速やかに撤去していただかなければならないということにはなります。

〇〇委員 そうなったらそうなたで、またもめると思う。

事務局　　またいろいろあるとは思いますが。2年後というのはすぐ来るような気もしますので。

〇〇委員　　県がそうって認めるものなら、こちらがどうこう言える立場でもないんだけどね、ほんとはね。

事務局　　ただ今回のように農地の利用について皆さんが疑問を持たれて、今回の計画の見直しが必要と思い、申請者も見直したいということであれば、県がいくらこれでいいと言っているも、農業委員会としては通せないと思いますので、計画を見直したものをまた出していただいたうえでまたご審議いただくという流れもあるのではないかと思います。

議長　　それでは、今ほど事務局のほうから再度申請書類の修正が加えられて申請手続きをしたうえで、次回かその次か分かりませんが、出された時点で再度審議するということが皆様方いかがでしょうか。本日は、そういうことで、4番の案件については、採決はとらないということにさせていただきたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長　　これ3条の分はどうでしょうか。

事務局　　そうですね。結局5条が審議保留になったということであれば、3条も同じように保留になるかと思います。

議長　　連動してますもんね。

事務局　　はい、そうです。なのでそのような形でお願いしたいと思っています。

議長　　それでは議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1から3番について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、1番から3番については承認されたもの  
といたします。4番につきましては、審議保留といたします。

また、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に  
対する意見決定についての3番の案件についても連動してい  
るため審議保留といたします。

議長

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第20号 農用地利用集積計画（案）の決定について、  
事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第20号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定等に関する案件で、今回は11月分として届出が  
あり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。  
今回、82件・308筆の申請がありました。面積は、田  
417,250.91㎡ 畑 1,986㎡で 計419,236.91㎡ です。

14番は、前回もご指摘があったんですが、借賃に文字が入  
っています。〇〇の一部の地域だけなのかもしれませんが、  
こういう計算の仕方をするということです。

15番は、今までの担い手さんから新たな担い手に預け直す  
ということです。

17番は、砂利採取をしていた場所で、そちらが終わって復  
田されたため改めて設定するものであります。

23番は、今まで耕作していた人が耕作できなくなったとい  
うことで、新たに設定するものであります。

26番は、お父さんが亡くなられて相続されたのですが、耕  
作ができないということで、新たに設定されるものです。

27番は、収益性がなく管理だけしているということで、0  
円設定になっています。

28番以降は、中間管理機構を通しての契約ということで新  
規設定となっております。その中でも58番と59番はいろ  
いろ事情がある方らしく0円設定になっています。

流動化率は前回より微増の60.00%です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありまし  
たらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 20 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして協議事項へ進みます。

協議第 5 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 5 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

大変残念なことが続いておりますけども、農地利用最適化推進委員の〇〇さんがご病気でお亡くなりになられたということで、新たな農地利用最適化推進委員を改めましてご推薦をいただきまして、この場で協議をお願いしたいと思います。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

協議第 5 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして報告事項へ進みます。

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第6号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回21件の届出がありました。

面積はすべて田39,169㎡です。

受付番号1番は、配分のみ合意解約したものです。

受付番号2～3番は、5条転用申請をするために合意解約するものです。

受付番号4～5番は、耕作者を変更するために合意解約したものです。

受付番号6～21番は、地元で新しく立ち上げた法人に預け直すために合意解約するものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

その他について事務局からお願いします。

事務局

- ・明日12/13 集落営農再生塾で地域計画について説明する  
予定⇒内容を農業委員さんに説明
- ・報酬等の支払い 12/20を予定
- ・地域計画策定検討会での役割について

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和6年1月9日(火)午後2時から、場所は南砺市役所別館大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 5 時 40 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長